平成２９年（フ）第７１１号
名古屋市天白区井口２丁目107番地　浅井マンション202号
債務者　**静**山　由美
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７３１号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地　市営上飯田南荘７棟611号
債務者　小崎　朋子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３９号
沖縄県那覇市西１丁目10番３－401号　光風荘
債務者　伊良波長太
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３４１号
名古屋市南区宝生町２丁目１番地　宝生荘11棟108号
債務者　梶野　正樹
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７２号
栃木県宇都宮市花房３丁目２番１号　コーポ吉村102号室
債務者　稲見沙也加
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１７４号
栃木県大田原市浅香２丁目3393番地６　ブライト・テラス101号、前住所栃木県大田原市浅香３丁目２番29号　サンヒルズ101号
債務者　篠崎　芳宏
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８９号
栃木県宇都宮市元今泉３丁目16番６号　小野ハイツ５号棟203号室、前住所栃木県宇都宮市三番町１番４号　リブポート宇都宮505
債務者　鈴木　里恵
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３号
栃木県小山市西城南４丁目17番地39　バードックハイツ103号
債務者　稲葉　　章
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第２５号
栃木県栃木市平井町1106番地　丸山賃家
債務者　加**藤**友一郎
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第１９４号
岡山市中区神下501番地２
債務者　村主　　薫（旧姓行本）
1　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８５６号
東京都八王子市旭町４－25－709　山本方
債務者　三須加奈子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９３５号
東京都武蔵野市関前４丁目17－３－310
債務者　尾堂　善昭
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９３９号
東京都杉並区高円寺北２丁目２－10　七宝レジデンス２－Ｅ
債務者　岡村　聖光
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９４１号
東京都板橋区成増２丁目11－４　黒田第３ビル　３Ｆ
債務者　大瀬　康廣
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９４５号
埼玉県新座市新堀２丁目19－22－201
債務者　倉田　哲也
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部